

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、委託業務を処理するに当たり知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託業務に従事する者が、その在職中であるか否かに関わらず、委託業務を処理するに当たり知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(資料等の管理)

第3 受託者は、用紙又は磁気媒体等の記録媒体の種類に関わらず、個人情報が記録されている資料等について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他必要な措置を講じ適正な管理をしなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 受託者は、委託業務を処理するに当たり個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第5 受託者は、委託業務を処理するに当たり委託者又は委託者に指示された者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

2 受託者は、委託業務を処理するに当たり作成した個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第6 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

(ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 再委託する業務の範囲

(ウ) 再委託する理由及びその必要性

(エ) 再委託の契約金額

(オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

(カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

2 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

3 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

4 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

(複写、複製の禁止)

第7 受託者は、委託業務を処理するに当たり委託者又は委託者に指示された者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。ただし、委託業務を効率的に処理するため必要な範囲内で複写等を行い、使用後速やかに廃棄する場合は、この限りではない。

(提供資料等の返還等)

第8 受託者は、委託業務を処理するに当たり委託者又は委託者に指示された者から提供された個人情報が記録されている資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示

したときは、当該方法によるものとする。

2 受託者は、委託業務を処理するに当たり作成した個人情報が記録されている資料等を、業務完了後、速やかに委託者に引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 受託者は、個人情報が記録されている資料等の廃棄を行う場合には、抹消、焼却及び切断等の方法により再使用できない状態にして処分するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第9 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(報告義務)

第10 受託者は、特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。